◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３６９号（H28. 9. 23）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝３件（９月１６日～９月２２日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）法人タクシーの衝突事故
（３）個人タクシーの衝突事故
２．平成２８年度事故防止対策支援推進事業（過労運転防止のための先進的な取組みに対する支援）の申請受付終了について【新着情報】
３．平成２８年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の申請受付終了について【新着情報】
４．事業用自動車の安全確保の徹底について【新着情報】
５．「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」の一部改正について
６．貸切バスの安心・安全な運行のため、制度改正をします－道路運送車両の保安基準・旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正について－
７．貸切バスの運賃・料金に関する「通報窓口」の設置について
８．旅行業協会とバス協会による「安全運行パートナーシップ宣言」の発出について
９．「自動車点検整備推進運動」の強化月間が始まります。＜点検・整備ではじめよう　安心クルマ生活＞
１０．いすゞ自動車（株）製の大型観光バスについてショックアブソーバー腐食に関する無料点検を速やかに受けてください
１１．「第１１回ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」開催のご案内
１２．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１３．三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください

◇◇◇

となったため、乗客１名が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。
事故は、バスの運転者が、前方を走行中の乗用車が右折すると思っていたところ、赤信号で停車したために急ブレーキとなった模様。

（２）法人タクシーの衝突事故
９月２０日（火）午前１０時２０分頃、静岡県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、軽乗用車と衝突した。
この事故により、タクシーの乗客が重傷を負った。
現場は信号のない交差点で、軽乗用車側に一時停止の標識があった模様。
また、タクシーの乗客はシートベルトをしていなかった模様。

（３）個人タクシーの衝突事故
９月１９日（月）午後６時０５分頃、静岡県の国道において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、センターラインを越えて対向したきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が死亡し、当該タクシーの運転者が軽傷を負った。

上記３件の死傷者数計：死亡１名、重傷２名、軽傷１名（速報値）

◇◇◇

【３．平成２８年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の申請受付終了について】
（新着情報）

国土交通省では、バス、タクシー及びトラックといった自動車運送事業者における交通事故防止のための自主的な取り組みを支援するため、これらの自動車運送事業者がドライブレコーダー等の機器を導入するなど、運行管理の高度化への取組みを行う場合、その費用について補助を行うこととしております。
平成２８年度における事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の申請受付については、平成２８年７月１日（金）から１１月３０日（水）まで行う予定でしたが、多数の申請があったため、９月２０日（火）１２時をもって申請受付を終了致します。
したがって、９月２０日（火）１２時以降に各運輸局等に申請があったものにつきましては受付を致しませんのでご了承ください。

◇◇◇

整備記録等の情報について添付書類の提出を義務付けることとされたところです。
これを受け、今般、増車等の際の手続きを定めた通達である「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」の一部改正を行います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000244.html

◇◇◇

◇◇◇

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、国土交通省は、関係団体等で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会」と協力して『自動車点検整備推進運動』を９月及び１０月を強化月間として展開します。
中古のバスも数多く使用されている中で、バスの火災事故も散見され、また、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などが発生していることから、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発を重点項目のひとつとして取り組みます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000140.html

◇◇◇

ＮＡＳＶＡ（自動車事故対策機構）では、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、平成１８年の運輸安全マネジメント制度の開始以来、毎年、「ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」を開催し、多くの皆様からご好評をいただいております。

１１回目を迎える今回は、引き続き、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く周知・浸透させていくことが必要との認識のもと、原点（初心）に立ち返って、利用者の「安心」を得るための運輸事業の「安全」を考える機会としたいと考えております。「特別講演」として、増田一英氏（一般社団法人日本自動車部品工業会ドライブレコーダー部会長）及び井上富紀子氏（ホスピタリティ研究家、ザ・リッツ・カールトンカンパニーLLC公認親善大使）をお招きします。
また、国土交通省からの「基調講演」をはじめ、第１０回セミナーのアンケート結果でご要望の多かった自動車運送事業者様からの「取組事例報告」を実施させていただきます。

◇◇◇

【１３．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて】
（配信日：H28.8.5）

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。
今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２８年５月２７日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

記

〔重要調査対象事故〕
・トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（東京都葛飾区）
・貸切バスの衝突事故（熊本県阿蘇郡南小国町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000257.html

◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆